

# 台風第19号による被災者に対する民間賃貸住宅の借上げ

令和元年10月28日  
鏡石町都市建設課

## 1 概要

台風第19号により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供する。

## 2 入居者の要件（いずれにも該当）

- (1) 台風第19号による災害（以下「災害」という）時点（令和元年10月12日）において、災害救助法の適用を受けた市町村に居住する方
- (2) 次の要件のいずれかを満たす方
  - ① 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方
  - ② 半壊（大規模半壊含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
  - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方
- (3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方  
※住宅応急修理制度は、民間賃貸住宅の借上げの提供を受けると、利用できなくなります。

## 3 借上げ住宅の条件（いずれにも該当）

- (1) 貸主から同意を得ているもの
- (2) 昭和56年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること。
- (3) 家賃が、1箇月当たり6万円以下（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）である場合にあっては9万円以下）であること。

## 4 費用負担

- (1) 県の負担
  - ア、家賃（上記3の(3)のとおり）
  - イ、礼金（家賃の1か月分を限度）
  - ウ、仲介料（家賃の0.55か月分を限度）
  - エ、退去修繕負担金（家賃の2か月分を限度）  
※物件の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるための負担金です（退去時の精算は不要）。
  - オ、損害保険料  
※県（借主）が保険に加入します。  
※家財保険に加入する場合は、入居者負担となります。
  - カ、入居時鍵等交換費：社会通念上必要な金額を限度
- (2) 入居者の負担
  - ア、光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など  
※共益費、管理費及び駐車場費（1台分に限る）については、家賃と共益費、管理費及び駐車場費（1台分に限る）の合計が家賃の上限額を超えない場合は、県が負担することができます。
  - イ、入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用

## 5 契約期間

原則1年間。ただし、災害救助の実情に応じ、契約を解除解約し、又は当初契約締結の日から2年間で限度として再契約する場合があります。

## 6 提出いただく書類

### 【申込時】

- ① 受付票（様式1）
- ② 福島県借上げ住宅申込書（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 被災証明書  
→※上記2「入居者の要件」の(2)の①又は②に該当する場合に提出
- ⑤ 確認書（様式4）  
→※上記2「入居者の要件」の(2)の③に該当する場合に提出
- ⑥ 住宅要件の確認書（様式4-1）
- ⑦ 切替契約に関する同意書（様式5）  
→※該当しない方は提出不要です。
- ⑧ チェックリスト（様式6）  
→※提出書類に不備がないかチェックしてください。
- ⑨ 上記⑦に該当する方は、個人で契約した契約書の写し

### 【契約時】

- ① 契約書（4部。様式は福島県ホームページからダウンロードも可）
- ② 重要事項説明書（1部）  
→※仲介業者様を介す場合は提出が必要（仲介業者様が作成）
- ③ 定期賃貸住宅契約についての説明書（1部）
- ④ 請求書（退去修繕負担金等）（1部）、請求書（仲介料）（1部）  
→※請求書はそれぞれ1部提出してください。ただし、仲介業者様を介さない場合は、仲介料請求書の提出は必要ありません。

**申込み・お問い合わせ先**

---

**鏡石町都市建設課都市グループ**

---

**電話 0248-62-2116**

---